



島根県報

平成24年4月27日（金）

第2,387号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定介護老人福祉施設の指定の辞退	（　　　　　）	2
平成24年度地方の臨時種畜検査の実施	（食料安全推進課）	2
県営土地改良事業計画の決定	（農村整備課）	2
補助金等交付規則第3条の規定により再生の森事業費交付金の交付の対象等を定める告示	（林業課）	3
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水産課）	4
補助金等交付規則第3条の規定によりパートナー型ビジネス創出支援補助金の交付の対象等を定める告示	（産業振興課）	4
平成24年度地籍調査事業の決定	（用地対策課）	5

【公 告】

基本測量の終了	（用地対策課）	8
---------	---------	---

【特定調達公告】

島根県立中央病院における手術台一式購入に係る一般競争入札の実施	（病院局）	8
---------------------------------	-------	---

【公安規則】

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	（警察本部）	11
--------------------------------------	--------	----

【公安告示】

島根県交通安全活動推進センターの法人の名称変更の届出	（警察本部）	11
----------------------------	--------	----

告 示**島根県告示第284号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成24年 4 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社三木工務店	居宅介護支援	ケアプラン ふくちゃん	浜田市下府町327-43	平成24年 4 月 17 日

島根県告示第285号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定の辞退があったので、同法第93条第2号の規定により告示する。

平成24年 4 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人弥栄福祉会	特別養護老人ホーム 弥栄苑	浜田市弥栄町木都賀イ539-1	平成24年 3 月 31 日
社会福祉法人吉賀町社会福祉協議会	特別養護老人ホーム みろく苑	鹿足郡吉賀町六日市582-1	平成24年 3 月 31 日
吉賀町	特別養護老人ホーム とびのこ苑	鹿足郡吉賀町柿木村柿木80	平成24年 3 月 31 日

島根県告示第286号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、平成24年度地方の臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

平成24年 4 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 実施する地域

県内一円

2 実施期日及び場所

平成24年 5 月 26 日から平成25年度定期種畜検査の開始の日までに当該区域を管轄する家畜保健衛生所長の指定する日時及び場所

島根県告示第287号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年 4 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
湯谷地区用排水施設事業（県営農地防災事業 （ため池等整備））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	松江市役所

島根県告示第288号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、再生の森事業費交付金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により再生の森事業費交付金の交付の対象等を定める告示（平成22年島根県告示第264号）は、廃止する。

平成24年 4 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

再生の森事業費交付金

2 交付の目的

水資源のかん養、県土保全、緑の景観等すべての県民が等しく享受している安全・安心で心豊かな生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森や緑を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的とする。

3 交付の対象者の範囲

森林所有者、森林組合及び林業事業者

4 交付の対象となる事務又は事業の内容

事業細目	対象とする経費
不要木伐採	不要木の伐採（10年以上適切な管理が行われていないために荒廃している林齢36年以上のスギ又はヒノキの人工林（当該人工林を主体として一体的な整備を行う場合は林齢36年未満の区域を含む。）で交付の対象者が水資源のかん養や土砂災害の防止等公益的な機能を維持していくために行う伐採をいう。以下同じ。）を行うのに要する経費
侵入竹伐採	侵入竹（不要木の伐採を行う森林に侵入した竹及びその発生源の竹林をいう。）を伐採し、及び整理するのに要する経費
竹林伐採	竹林（民家、公共施設等の周辺に侵入する竹の発生源となっている竹林に限る。）を伐採し、及び整理するのに要する経費
広葉樹植栽	不要木の伐採をした森林又は竹林の伐採をした森林で行う広葉樹を植栽するのに要する経費
森林国営保険の加入	不要木の伐採をした森林において、伐採した後に残る主たる上層木を対象とした森林国営保険への加入に要する経費
管理道開設	森林を管理するために必要な道路を開設するのに要する経費
抵抗性マツの植栽	抵抗性マツを植栽するのに要する経費

5 交付金の額

知事が別に定める額とする。ただし、不要木伐採、侵入竹伐採、竹林伐採、広葉樹植栽、管理道開設又は抵抗性マツの植栽で森林組合又は林業事業者が受託して実施する場合は委託費と知事が別に定める額のいずれか低い方の額とし、森林国営保険の加入はその保険の加入に必要な額とする。

6 その他

(1) 森林所有者と県は、別に定める再生の森事業実施要領（平成17年3月29日付け林第1571号）に基づく協定を締結し

なければならない。

- (2) 知事に提出する申請等の書類は、実施場所を所轄する支庁、各農林振興センター又は農林振興センター各事務所に提出すること。

島根県告示第289号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成20年島根県告示第365号による保険に付すべき義務は、平成24年4月17日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成24年4月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

海士町加入区

島根県告示第290号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、パートナー型ビジネス創出支援補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成24年4月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

パートナー型ビジネス創出支援補助金

2 交付の目的

県内のサービス事業者とIT企業（ソフトウェアの開発を業とする企業）が相互の強みを活かして連携することで、IT産業の新たなビジネスモデルを確立することを目的とする。

3 交付の対象となる者

次のいずれかの要件を満たす企業とする。

- (1) 県内のサービス事業者（ただし、当該サービス事業者が新しいサービスを開発するに当たって、システム開発等を県内のIT企業に委託する場合に限る。）
- (2) 県内のサービス事業者とIT企業で組織されるコンソーシアム若しくはこれらを出資者とする法人又はこれらを構成員とする組合

4 交付の対象となる経費、交付の率及び交付の限度額

交付の対象となる経費	交付の率	交付額
サービスの開発事業の経費のうち、次に掲げるものとする（ただし、(3)の経費については、事業の実地検証に必要な経費を含むものとする。） (1) 人件費（本事業に直接関与する者の作業時間に対するものに限る。） (2) 旅費（本事業に直接関与する者に係る旅費に限る。） (3) 機器の購入、試作、改良、据付及び借用に係る経費 (4) 外注費（再委託費を含む。） (5) その他知事が必要と認める経費	交付の対象となる経費の2分の1以内	1事業につき、50万円以上1,000万円以下の額

注 1 交付しようとする額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

- 2 補助対象事業者は、取得価格が30万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものは資産とし、当該資産に係る法定耐用年数に応じた減価償却費（補助対象事業の実施期間に相当する額）を交付の対象となる経費に計上することができる。
- 3 外注（再委託を含む。）を行う場合は、あらかじめ書面により知事の承認を得るものとする。ただし、外注費及び再委託費の合計金額は、補助金の交付の対象となる経費の50%を超えることはできない。

島根県告示第291号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成24年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成24年 4 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行う者の名称	調 査 区 域	調 査 期 間
松江市	枕木③ 枕木④ 東忌部⑨ 東忌部⑩ 朝酌④ 福富① 東津田⑫ 東津田⑬ 大野⑤ 大野⑥ 東川津⑤ 東川津⑥	交付決定の日から平成25年3月29日まで
浜田市	熱田町 3 熱田町 4 田橋町 2 上来原Ⅲ 上来原Ⅲ－② 入野 2 入野 3 入野 4 追原 1 追原 2 追原 3 追原 4 折居 5 東平原 1 東平原 3 東平原 4 坂本Ⅱ	交付決定の日から平成25年3月29日まで

	木都賀⑤ 三里① 木都賀④ 高内③ 旭Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ	
出雲市	乙立③ 高浜① 乙立④ 小津① 小津② 吉野⑤ 吉野⑥ 吉野⑦ 一窪田① 鷺浦②	交付決定の日から平成25年3月29日まで
益田市	高津1-8 鎌手-Ⅱ 鎌手-Ⅲ 三谷Ⅳ 三谷Ⅴ 山根-2 高津1-9 鎌手-Ⅳ 鎌手-Ⅴ 三谷Ⅵ 萩原-3 高津1-10 鎌手-Ⅵ 三谷Ⅶ 荒木・元組・岡本	交付決定の日から平成25年3月29日まで
大田市	大森③-1 大森③-2 久手④ 久手⑤	交付決定の日から平成25年3月29日まで
安来市	赤江4-1 東比田11 荒島1 赤江5 西荒島1 赤江6 東比田12 吉岡1	交付決定の日から平成25年3月29日まで

	荒島2 安来1 東比田13	
江津市	後地3区 後地5区 都治1区 江津2区	交付決定の日から平成25年3月29日まで
雲南市	殿河内① 刈畑② 刈畑③ 北村① 殿河内② 刈畑④ 刈畑⑥ 北村② 北村③ 刈畑⑤ 小河内① 小河内② 小河内③	交付決定の日から平成25年3月29日まで
奥出雲町	阿井4 佐白3 横田3 阿井5 亀嵩3 横田4 小馬木3	交付決定の日から平成25年3月29日まで
飯南町	八神3 頓原13 志津見3 角井1	交付決定の日から平成25年3月29日まで
美郷町	志君① 志君② 湯抱③ 湯抱④ 久保② 吾郷② 奥山①	交付決定の日から平成25年3月29日まで
邑南町	岩屋1 日貫XI 岩屋2 日和III	交付決定の日から平成25年3月29日まで

	新山 日和Ⅱ 日貫12 小河内	
津和野町	富田ニⅣ 柳村Ⅲ 柳村Ⅳ 相撲ヶ原Ⅰ 富田ロⅠ 長福②－3 豊稼② 豊稼③ 豊稼④	交付決定の日から平成25年3月29日まで
吉賀町	蔵木4 樋口	交付決定の日から平成25年3月29日まで
隠岐の島町	伊後② 代② 那久④ 代③ 今津③ 岬町②	交付決定の日から平成25年3月29日まで

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成24年3月31日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年4月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
基本測量（基盤地図情報整備）
- 2 作業期間
平成23年8月23日から平成24年3月31日まで
- 3 作業地域
益田市、大田市、江津市、隠岐の島町

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成24年4月27日

島根県立中央病院 病院長 中 山 健 吾

1 入札の概要

(1) 調達案件

手術台 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成24年12月26日

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「4 機械器具類」、中分類「(1) 医療機器」に登録された者であること。

(4) (3)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。

(7) 本公告に示した調達案件を十分に納入することができることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院事務局経営部業務グループ

電話0853-30-6431 F A X0853-21-2975

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成24年4月27日から同年5月18日までの間（土曜、日曜及び祝日を除く。）、(1)の場所において交付する（交付時間は、午前9時から午後5時までとする。）。

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名（法人のみ）、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先の電子メールアドレスを明記して(1)の問合せ先まで申し込むこと。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる書類を次のとおり提出すること。

ア 提出期限

平成24年 5 月18日 午後 5 時

イ 提出方法

持参又は郵送

ウ 提出場所

(1)の問合せ先

(5) 入札書の提出

入札参加資格を満たし、基礎審査を通過した者は、次のとおり入札書を提出すること。

ア 提出期限

平成24年 6 月 8 日 午前10時

イ 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、平成24年 6 月 7 日午後 5 時までには到着していること。

ウ 提出場所

平成24年 6 月 8 日午前 9 時30分までは(1)の問合せ先とし、それ以降は(6)イの場所とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成24年 6 月 8 日 午前10時

イ 場所

島根県立中央病院 3階 会議室 1

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第 9 号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the Products to be purchased : Operating Table 1set
- (2) Desired Date of Delivery :
December 26 2012
- (3) Place of Delivery :
Shimane Prefectural Central Hospital, 4 - 1 - 1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555, Japan.
- (4) Bid Tendering Date and Time :
10 : 00 AM June 8 2012
- (5) Information regarding Tender :
Shimane Prefectural Central Hospital, 4 - 1 - 1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555, Japan.
Tel 0853-30-6431

公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 4 月 27 日

島根県公安委員会委員長 川 津 愛 子

島根県公安委員会規則第11号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表不正アクセス行為の禁止等に関する法律の部第6条第1項の項中「第6条第1項」を「第9条第1項」に改め、同部第6条第2項の項中「第6条第2項」を「第9条第2項」に改め、同項の次に次のように加える。

第9条第5項	不正アクセス行為からの防御に関する啓発及び知識の普及
--------	----------------------------

附 則

この規則は、平成24年 5 月 1 日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示**島根県公安委員会告示第49号**

交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり島根県交通安全活動推進センターの法人の名称の変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年 4 月 27 日

島根県公安委員会委員長 川 津 愛 子

法人の名称		事務所の所在地	変更年月日
変更前	変更後		
財団法人島根県交通安全協会	一般財団法人島根県交通安全協会	島根県松江市打出町250番地1	平成24年 4 月 1 日